社会福祉法人　三光事業団

２０２５年度

事 業 計 画　（案）

社会福祉法人三光事業団

２０２５年度 事業計画

【はじめに】

社会福祉法人三光事業団は、１９４６年４月１日の設立（当時財団法人）から２０２５年４月で７９年目を迎える。創設者側垣基雄司祭の子どもたちを思う篤い思いから創設された児童養護施設三光塾から始まり、鳴尾児童育成センター、地域小規模児童養護施設御殿山ひかりの家、幼保連携型こども園ひかり保育園、児童家庭支援センター子そだてサポートひかり、母子生活支援施設ファミリエひかりと、その時代における子ども家庭のニーズ、地域のニーズに応える形で事業を拡大してきた。その状況に応じて、職員数も拡大してきた。そのため、ここ数年、法人内の事業の連携と協働をはかるべく、組織構成の明確化、運営に関する会議の設置などを進めてきた。

法人組織としての運営のガバナンスの改善、意志の疎通の明確化等を改善するために、２０２１年度において、今後の法人運営の指針とすべく、中期計画の策定に取り組み、現時点での課題や今後のあり方について検討整理して策定を進めた。そこでは、下記の課題を具体的に提示できるような検討を行った。

１．　今後社会に求められる法人の運営の方向性の明確化
２．　法人組織の整備と役割と責任体制の明確化
３．　人材育成と研修体制の構築　（職員内部苦情受付機関の設置含む）
４．　職員の勤務態勢の検討
５．　上記に関連する諸規定の見直しと実効的な周知
６．　各拠点間の協働による地域に求められる事業の検討　等

これらの項目を整理し、具体的な目標を検討して法人としての一応の「中期計画」を定めることができた。ただ、２１年度以降、ファミリエひかりでの施設長の度重なる交代と人事異動等により、予定した会議や取り組みがなかなか実践に移すことができなかったことが現実である。

２０２５年度においては、前年度に検討した法人の「基本理念＝ビジョン」を実践するために、「基本方針＝ミッション」を明確にして、新たな「中期計画」での具体的な課題を、一つ一つ確実に実行してゆく取り組みを進めてゆきたい。

【１】法人運営の基本理念

社会福祉法人三光事業団は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、基督教（聖公会）精神を基礎としつつ次の社会福祉事業を行う。

【２】運営においての基本理念＝ビジョン

「子どもと家族に寄り添うこと」

虐待や DV などの暴力や貧困、あるいはその他の家庭養育環境に恵まれない子どもたちを保護者から預かり、あるいは保護者と共に人間としての豊かな成長を援助してゆくためには、彼ら自身はもとより、家族の協力や家族の社会的自立が重要である。たとえ、深刻な虐待ケースであっても、子どもを中心に据えながら、家族を一つのユニットと考え、家族の成り立ちや保護者自身の生育歴などにも注目し、アセスメントをとおして、適切な関わりと支援を行うために努力すること。関係機関との情報共有や連携、地域資源の活用などを積極的に行い、法人拠点の施設として必要な運営、また、職員ひとりひとりの専門性を高めてゆく努力を続ける事を意味する。そして、家族の課題が深刻化しないような予防的支援サービスを拠点が協働して提供してゆく。地域の子ども家庭支援サービスのワンストップ機関としての存在を追求する。

【３】運営においての基本方針＝ミッション

Ⅰ)「子どもと家族によりそうために」

各拠点連携を充実して地域における子育て家庭支援のワンストップステーションの形成

２０２３年４月からの「子ども基本法」の施行と「子ども家庭庁」発足などから、制度として市に「子ども家庭センター」の設置が努力義務とされた。西宮市も今後「児童相談所」の設置を検討する方針を示している。そのため、基本的に市と連携して民間法人としての役割を担える事業を検討する。また県の西宮児童相談所と連携して「児童家庭支援センター」を持てるよう積極的に協議を進めてゆきたい。また、里親との連携や支援のプログラムも実施することをめざす。

Ⅱ)「子どもの権利擁護と推進」

子どもにふさわしい社会は全ての人にふさわしい社会という考えを基礎として

子どもの権利条約にうたわれた「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の理念の尊重と、日々の養育内容が「子どもの最善の利益」や「子どもの意見＝思いを聞いてもらえる権利」を尊重したものであるか？を常に問いながら行う。

Ⅲ)「子どもと家族の自立・自助」をサポートする体制の充実をはかる

施設を出て社会的に自立生活をめざす、あるいは自立生活を行っている子どもたちや家族への精神的支援や経済的支援のための「自律援助基金」制度を見直し、ステークホルダーからの寄付金等を受け皿として、自立支援のために柔軟に対応できるよう改革を進める。自立支援のための人材を配置できるように努力する。また、既存の利用可能な公的サービスや民間の奨学金などとの結びつきを支援する。

Ⅳ)地域における公益的取り組みの推進

「子どもの虐待防止ネットワーク」を発展させ、子育て家庭の養育不安や困難あるいは DV などに対する早期対応の体制整備（拠点施設の連携によるワンストップ体制の充実）

要保護児童対策地域協議会等のネットワーク連携や、大学・病院などの研究機関や治療機関などとの連携を充実させ、また、児童家庭支援センター等の在宅家庭への支援プログラムを充実させて、子育てに不安を感じる家庭への支援を積極的に行う。施設機能を生かした２４時間電話相談をはじめとする子育て支援サービス等を推進する。

Ⅴ）社会福祉法人の公益性・非営利性を保つための透明性のある組織運営

他の社会福祉法人と連携・協働して「地域共生社会の構築」をめざす

新しい法制度に伴う諸規定を常に改定整備運用し、コンプライアンスを徹底し、透明性のある健全な財政基盤を確率する。職員による内部通報制度の設置を検討する。

また、「西宮市社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット西宮）」に積極的に参加し社会福祉協議会、高齢者・障がい者・児童福祉施設等を運営する法人と連携協働し、地域のさまざまな福祉ニーズに対応できる体制を作る。

Ⅵ）継続的な運営に必要な福祉人材の計画的な育成や採用体制を充実する

拠点施設運営に求められる優秀な人材を採用し育成するためのキャリアパスの制度を整理し検討する。人事考課制度等を新たに策定し、公正な評価と処遇改善を行えるようにする。また、職員の専門性の充実のための階層別の研修制度を充実し、社会的地位向上への取り組みを行う。　※（参考　理事長まとめ資料「福祉施設職員として求められること」）

Ⅶ）「韓国を中心とする海外の児童福祉施設や機関との交流」

永川希望園や東明学園との交流を継続し、相互の子どもや職員に異文化の理解や多様な経験を提供し、日韓の児童福祉の共通課題について研修や意見交換を進めてゆく

１９９６年より継続してきた永川希望園との友好交流と東明学園との職員交流を今後も継続して相互理解を深め、お互いの子どもや職員の成長をはかる。また、韓国以外のアジアの社会福祉関係者の研修等も積極的に受け入れる。

【４】運営する事業

１）第１種社会福祉事業

（１）児童養護施設三光塾の設置運営（児童福祉法第４１条に規定する施設）

児童定員　３０名

職員定数　１８名　　現員　２９名　（非常勤職員含む）

入所児童　１歳から１８歳までの、さまざまな事情で保護者による養育が難しい子どもたち。保護者の長期療養、離婚、養育不安、虐待
などの理由による。（退所年齢はケースに合わせて考慮する）

目　　的　これらの子どもたちの豊かな成長発達と自立支援及び家庭機能回復のための家族調整・支援を行う。

【上記の事業に付加する事業】

＊地域小規模児童養護施設「御殿山ひかりの家」の設置・運営

児童定数　６名

職員定数　常勤５名　非常勤１名

里親支援専門相談員　１名　　現員　７名（非常勤職員含む）

入所児童　虐待などの理由で家庭引き取りが長期に困難な児童を対象として、小規模な人間関係の中で落ち着いた日常生活を通じて自立できる能力を形成することを目的として運営する。また地域の子育て支援の核となれるような働きもおこなう。

（２）母子生活支援施設「ファミリエひかり」の運営

入所定数　２０世帯　緊急保護　１世帯

職員定数　施設長１　母子生活支援員２　少年指導員２　個別対応１　自立支援担当１
保育士１　臨床心理士１　調理員等１　宿直専門員４　現員１４名

入所家族　生活困窮や、障がい、ドメスティックバイオレンスなどの理由で、自立生活が困難になった母子を受け入れ、子どもの育成と家族の社会的自立のための支援を行う

２）第２種社会福祉事業

（３）幼保連携型認定こども園ひかり保育園の設置・運営

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による）

児童定員９０名　現員９３名　職員定数２１名　現員２７名（非常勤職員含む）

＊一時預かり事業（児童福祉法第６条の２第７項に規定する事業）

ひかり保育園において実施している一時保育を「一時預かり事業」として実施する。

児童定員１０名（１日）

＊西宮市子育て支援事業

西宮市の実施する「地域子育て支援事業」を実施する。

・子育て教室（月１回）　・園庭開放（毎週木曜日午前中）　その他

（４）児童家庭支援センター「子そだてサポート ひかり」の設置運営

利用者の身近な地域において、子育てに関する地域・家族・子どもからの相談への対応を行う。県の子ども家庭センターと連携して、指導措置の受託を行い、指導の必要な家庭への援助等を行う。また、里親支援をひかりの家に配置された里親支援専門相談員、こども家庭センターと連携し行う。

職員定数　３名（常勤相談員１名（心理士）非常勤相談員２名 ）現員３名

（５）西宮市立鳴尾児童育成センターの管理運営

西宮市からの指定を受け、西宮市立鳴尾小学校内に開設している児童育成センターの管理運営を実施する。小学校１年生～４年生

児童定員８０名（1年生～４年生）　指導員７名

(6)　子育て短期支援事業の実施

（西宮市・芦屋市・尼崎市・宝塚市・川西市・伊丹市など近隣都市からの受託事業）

対象児童　社会的な事由により（病気・出産・看護・事故・災害・失踪・冠婚葬祭・出張・学校等の公共行事等への参加など）一時的に保護者による養育ができない、あるいは保護者の養育不安による保護などを行う。

利用期間 約１週間（事情により延長も可能）

(7)　児童自立生活援助事業 ひかり　の運営

県が認めた２０歳以上の入所者に、生活の場を提供し自立を援助する。（定員２名）

３）地域で必要とされる公益的社会貢献事業

（１）子育て電話相談「ハッピートーク」（２４時間電話相談事業）

家庭内の育児不安や、虐待、非行など養育上の課題に対応するために、ソーシャルワーカーを配置し、育児相談、家庭訪問、ホットラインによる相談、緊急の在宅支援、一時保護を行う事業。特に虐待のケースについては即時的な取り組みを行う。ファミリーテレフォン「ハッピートーク」を開設し、２４時間の電話相談を実施する。２００８年４月より西宮市・芦屋市の時間外・夜間休日の電話対応も継続実施する。

（２）西宮市社会福祉法人連絡協議会「ほっとかへんネット西宮」が行う地域貢献活動などのプログラム、また、委員会活動や職員研修事業等に積極的に参画

「地域防災委員会」「ヤングケアラー支援計画」等への委員や計画立案に参画する

（３）CAP にしのみやの事務局運営

地域団体やボランティアと協力して、ＣＡＰ(Child Assault Prevention)プログラムを推進するため「CAP にしのみや」の事務局として活動を推進する。各地の学校・幼稚園・保育園・地域団体等からの要請を受け子どもと大人向けのワークショップや研修会を実施する。

（４）韓国慶尚北道児童養育施設永川希望園の子ども、職員の相互交流事業や、ソウル市東明学園職員との相互研修プログラムの推進、韓国児童福祉関係者・および大学関係者の日本での研修企画および実施に関する事業

4）法人組織基盤整備および法人中期計画（2024～2026）の実施

（１）各拠点における中期計画に基づく運営課題の実施

（２）就業規則・管理規程等、諸規則・規程の見直しと整備

（３）各規程遂行に関連する各種マニュアルの整備

（４）職員処遇向上に関する制度の整備（内部苦情受付・メンタルケア等）

（５）(1)を実施するために必要な事業

（６）上記の計画の進捗状況の確認と課題の設定・推進

5）施設整備・補修に関すること

○ 各拠点施設設備の、年次経過による老朽化に伴う補修工事（随時）

○ 法人および各拠点ホームページの改訂・規程類の整備

【５】会議等

１）定例理事会　４半期に１回程度　５月、９月、　１１月、３月

構成メンバー　法人理事・監事　事務局

２）臨時理事会　随時

構成メンバー　同上

３）定時評議員会　２０２５年６月

構成メンバー　法人評議員　理事　事務局

４）臨時評議員会　随時

構成メンバー　法人評議員　理事　事務局

５）評議員選任解任委員会　２０２５年５月

構成メンバー　外部委員　監事　事務局

６）法人施設長会議　月１回程度

構成メンバー　事務局　施設長

７）法人定例会議　　月１回程度

構成メンバー　事務局　拠点責任者　主任等

８）実務者連絡会議（主任会議）

構成メンバー　拠点主任および関係職員

９）法人職員研修 年６回程度　各拠点職員

【法人拠点運営体制（２０２５年度）】

1）　児童養護施設三光塾　　施設長　瀧野真継　副施設長 近藤悦子 主任　貝田依子
2）　地域小規模児童養護施設　御殿山ひかりの家　ホーム長　田中　学
3）　ひかり保育園　施設長 中谷浩也　副施設長 高橋あゆみ　主任　福井瑞穂
4）　母子生活支援施設　ファミリエひかり　施設長　藤原正和　主任　片山理恵
5）　児童家庭支援センター　子そだてサポートひかり　センター長　貝田依子
6）　鳴尾育成センター　主任　近藤晴子

【６】理事・評議員・役員等(2025 年 4 月 1 日現在)

1）理事名簿　2023.6.23～

理事名	所　　属	任　期
側垣一也	三光事業団総合施設長・理事長	2025 年定時評議員会まで
菅原洋一	三光事業団元職員	同　上
側垣二也	(福)聖ヨハネ福祉会理事長	同　上
瀧野真継	三光塾施設長	同　上
有田昌雄	三光事業団元職員	同　上
関田　良	頌栄短期大学教授・学長	同　上

2）評議員名簿　2021.6.19～

評議員名	所　　属	任　期
馬場一郎	(福)イエス団　賀川記念館館長	2025 年定時評議員会まで
大川雅司	(株)城北宣伝顧問	(2022.11.1 逝去)
石田賀奈子	立命館大学教授	(2022.12.19～4 年間)
野上千春	(福)博愛社　博愛社こども園園長	2025 年定時評議員会まで
芝　明宏	母子生活支援施設 サン野菊職員	同　上
西部智子	法律事務所ユノ　弁護士	同　上
柳　時京	日本聖公会司祭 法人チャプレン	同　上
細見卓男	(一社)西宮市老人クラブ連合会事務局	同　上

3）監事名簿　2023.6.23～

監事名	所　　属	任　期
櫛田　匠	(福)みねやま福祉会理事長	2025 年定時評議員会まで
芝　拓哉	(福)厚生会・丹南厚生会理事長	同　上

4）評議員選任・解任委員会委員名簿　2021.6.19～2025 年定時評議員会まで

委　員　名	所　　属	
芝　拓哉	(福)厚生会・丹南厚生会理事長	法人監事
伊藤嘉余子	大阪公立大学教授	外部委員
藤原正和	三光事業団フェミリエひかり施設長	法人職員

5）苦情解決第３者委員名簿　2017.4.1～

委　員　名	所　　属	
芝　拓哉	(福)厚生会・(福)丹南厚生会理事長	法人監事
小野憲正	小野芦田法律事務所弁護士	外部委員
伊藤嘉余子	大阪公立大学教授	外部委員

【法人組織図】

別紙（１）参照

【苦情受け付けのシステム】

別紙（２）参照